一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

2　最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

3　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

2　チャネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一七・五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上（注2）

3　チャネル間隔が一五MHzのもの

基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

4　チャネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）二二・五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

4　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれのスループットがその最大値の九五％以上